別　紙

答申第５７号（諮問第６６号）

答　　申

第１　審査会の結論

千葉市長（以下「実施機関」という。）が審査請求人に対して行った不開示決定（令和５年５月２６日付け千葉市指令都公管第２号。以下「本件処分」という。）に対し審査請求人が実施機関に行った審査請求は、これを棄却すべきである。

第２　諮問に至る経過

諮問に至る経過は、次のとおりである。

１　公文書開示請求

審査請求人は、千葉市情報公開条例（平成１２年千葉市条例第５２号。以下「条例」という。）第６条第１項の規定に基づき、実施機関に対して、令和５年５月８日付けで公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。請求内容は次のとおりである。

千葉マリンスタジアムの管理に関する基本協定書（以下「協定書」という。）第１３条により、

（１）株式会社千葉ロッテマリーンズ（以下「マリーンズ」という。）が千葉市の確認を受けるために作成し、送付された文書の写し。

（２）（１）に対する、千葉市が確認した際に決裁した文書写し。

（３）（１）、（２）が不存在の場合、マリーンズが協定書第１３条を履行した事がわかる文書の写し。

（４）（１）、（２）が不存在の場合、千葉市が協定書第１３条および千葉市公文書管理規則（以下「規則」という。）第５条を履行した事がわかる文書の写し。

２　本件開示請求に対する決定について

実施機関は、条例第１１条第２項の規定に基づき、本件開示請求に対し、前記１（１）の文書のうち千葉市千葉マリンスタジアム文書管理規程（以下「規程」という。）については、行政資料室に配架され一般の閲覧に供しているものと同一内容であることから開示請求制度対象外として、また、前記１（１）の文書のうち規程以外の文書及び前記１（２）乃至（４）の文書については、作成し、又は取得していないため、公文書不存在として本件処分を行い、その旨を令和５年５月２６日付け千葉市指令公管第２号により、審査請求人に通知した。

３　本件審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和５年６月９日付けで審査庁に対し、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号。以下「法」という。）第２条の規定に基づき審査請求を行った。

４　実施機関の弁明

実施機関は、本件審査請求に対し、法第９条第３項の規定による読替え後の法第２９条第２項の規定に基づき、令和５年７月１４日付けで本件審査請求を棄却するとの裁決が妥当であるとする弁明書を作成し、同条第５項の規定に基づき、これを審査請求人に送付した。

５　諮問

実施機関は、条例第１９条第１項の規定に基づき、令和５年８月２４日付け５千総政第２０６号により本審査会に諮問した。

第３　審査請求人の主張

審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

１　審査請求の趣旨

本件処分の取消し及び本件処分の開示しない理由の「同公文書不存在③、④」に対する審査及び当該事項の開示の実施を求める。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は以下のとおりである。

（１）前記第２の１（３）の文書について

前記第２の１（３）の文書について、当該文書が電磁的記録である場合には、千葉市公文書取扱規程（平成４年千葉市訓令(甲)第１０号）第１２条第１号による「文書管理システムの登録情報」又は文書番号を記載した文書写しが該当するのではないか、また、当該文書が電磁的記録でない場合は、同条第２号による「収受印の番号欄に同条第２号の規定により文書管理システムで取得した文書番号を記載した文書の写し」が該当するのではないか、審査の上、不開示決定を取り消し、部分開示決定の実施を求める。

（２）前記第２の１（４）の文書について

「マリーンズが協定書第１３条を履行した」ことを千葉市が確認したという意思決定が公文書の作成を伴わずに行われたのであれば規則の違反状態にある。仮に市が当該文書収受をもって確認とみなしているのであれば、前記第２の１（４）の文書について、「文書管理システムの登録情報」又は収受印のある当該文書が開示の対象となると思料する。審査の上、不開示決定を取り消し、

適切な理由による再度の決定実施を求める。

第４　実施機関の説明の要旨

本件審査請求に対する実施機関の弁明書による説明の要旨は､次のとおりである。

１　本件開示請求に係る公文書について

本件開示請求の対象となっている公文書はいずれも、マリーンズによる千葉マリンスタジアムの指定管理に関する文書である。

２　指定管理について

指定管理とは、公の施設の管理手法の一つであり、本来、施設の設置管理者が持つ施設管理権限を、議会の議決を経て行う「指定」という行政処分により、法人その他の団体に委任することができる制度である。

千葉マリンスタジアムについては、２００６年から指定管理者による管理運営を行っており、指定管理者制度が開始された当初からこれまで、マリーンズが指定管理者として管理運営を行っている。

３　指定管理者と締結する基本協定について

指定管理者が行う施設の管理運営業務の詳細な事項や管理運営に付随して定めておくべき事項などについて、市と指定管理者との間で協定を締結する。指定期間全般にわたる協定である協定書では、概ね以下の事項を定める。

項目		概要
1	総則	趣旨、協定の意義及び用語の定義等
2	管理業務の範囲、管理の基準等	管理業務の実施についての留意事項
3	事業計画及び事業報告	事業計画書等の提出の基本的な流れ
4	管理業務の実施	管理業務の実施の基本的事項
5	モニタリング	モニタリングの基本的事項
6	利用料金及び委託料	収入支出の基本的な考え方
7	指定の取消等	指定取消条件等
8	指定期間の満了時等の措置、損害賠償等	原状回復義務や法令変更があった場合、不可抗力に対する措置等

４　前記第２の１（３）及び（４）の文書について

前記第２の１（３）及び（４）の文書については、協定書に基づき千葉マリンスタジアムの指定管理者であるマリーンズから提出された規程に関するものである。

協定書第１３条において、マリーンズは、保有文書を適正に管理するため、指定期間の初日までに、保有文書の規程（保有文書の分類、作成、保存、廃棄及び引継ぎに関する基準その他の保有文書に関して必要な事項を定める規程をいう。）を作成して、市の確認を受けなければならない、とされている。

5　前記第２の１（３）の文書の有無について

前記第２の１（３）の文書について、マリーンズが市に規程を提出した際、規程そのもののほかに送付状等の書類は添付されておらず、マリーンズが協定書１３条を履行した事がわかる文書は実施機関において作成し、又は取得していない。

6　前記第２の１（４）の文書の有無について

前記第２の１（４）の文書について、市は規程を受け取った際、起案文書等の作成は行っておらず、協定書第１３条及び規則第５条を履行した事がわかる文書は実施機関において作成し、又は取得していない。

7　審査請求人の主張に対する弁明について

（１）マリーンズが協定書第１３条を履行した事がわかる文書について

審査請求人は、前記第２の１（３）の文書について、「文書管理システムの登録情報」若しくは文書番号を記載した文書写し又は「収受印の番号欄に同条第２号の規定により文書管理システムで取得した文書番号を記載した文書の写し」が該当するのではないか、審査の上、不開示決定を取り消し、部分開示決定の実施を求める、と主張している。今回、審査請求人の主張を受け保存文書等を確認したところ、処分庁において、マリーンズより規程を取得した際に文書管理システムに登録処理を行った記録や、文書番号を記載した文書が作成された事実は確認できなかった。千葉市公文書取扱規程第１２条第１号の規定からすれば、審査請求人が指摘するように、規程を受け取った際に文書管理システムに文書を収受登録すべきだったのではないかと考えられるが、本件開示請求の対象文書は存在しないことから、不存在で不開示とした処分自体に不当な点はない。

（２）実施機関が協定書第１３条及び規則第５条を履行した事がわかる文書について

審査請求人は、意思決定が公文書の作成を伴わずに行われたのであれば規則の違反状態にある、仮に市が当該文書収受をもって確認とみなしているのであれば、システム登録又は収受印のある該当文書が開示の対象となると思料する。審査の上、不開示決定を取り消し、適切な理由による再度の決定実施を求める、と主張した。

審査請求人の主張のうち、確認の意思決定に際し公文書が作成されたのではないか、という主張については、前記（１）同様、保存文書等を確認したところ、マリーンズより規程を取得し確認した際、文書管理システムにて処理を行った記録や当該確認に際し文書が作成された事実は確認できなかった。処分庁にて保有している規程は、マリーンズにて保有しているものと同一であり、また、協定書１３条に記載の、「保有文書の分類、作成、保存、廃棄及び引継ぎに関する基準その他の保有文書の管理に関して必要な事項を定める」といった

市において確認すべき要件を満たしたものとなっていることから、マリーンズより提出され処分庁が確認を行ったものであると考えられる。文書処理の記録がないため、処分庁にてどのように確認を行ったのか詳細は不明であるが、前述のとおり本件開示請求の対象文書は存在しないことから、不存在で不開示とした処分自体に不当な点はない。

審査請求人の主張のうち、システム登録又は収受印のある該当文書が存在するのではないか、という主張については、前述のとおり文書管理システムにて処理を行った記録や当該確認に際し文書が作成された事実が確認できない以上、本件開示請求の対象文書は存在せず、不存在で不開示とした処分自体に不当な点はない。

第５　審査会の判断

審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の説明を検討した結果、以下のように判断する。

１　本件開示請求について

審査請求人は、前記第２の１（３）及び（４）の文書について「文書管理システムの登録情報」若しくは文書番号を記載した文書写し又は「収受印の番号欄に同条第２号の規定により文書管理システムで取得した文書番号を記載した文書の写し」が該当するのではないかと主張し、その主張に対して実施機関は、マリーンズから規程を取得した際に文書管理システムに登録処理を行った記録や、文書番号を記載した文書が作成された事実及び規程の確認に際して文書管理システムにて処理を行った記録や当該確認に際し文書が作成された事実が確認できなかったため当該文書は不存在であると主張している。

そこで、本審査会は前記第２の１（３）及び（４）の文書が存在するかどうかを審査した。

２　実施機関からの説明の聴取

（１）実施機関における規程の確認の実施について

本審査会が実施機関に対して規程の収受から確認までの一連の流れについて事実確認を行ったところ、実施機関によれば、通常の流れとしては、マリーンズの担当者から郵送や直接手交する方法等により紙で規程を収受し、内容を確認し、問題が無ければ決裁欄のついた紙をつけて回覧し、確認後の書類は課内の綴りに保存し、写しを刊行物等送付書とともに市政情報室に送り、行政資料室に配架するとのことであった。

しかし、本件については、規程が保有文書の分類、作成、保存、廃棄、引継ぎに関する基準その他の保有文書の管理に関し、必要な事項を定めるといった、市において確認すべき要件を満たしているため、規程の確認作業自体は指定管

理期間の開始前までに行ったのではないかと実施機関は主張していたが、確認されていたことを示す文書等は実施機関において何ら保有していないとのことであり、本審査会では実施機関において実際に規程の確認が行われたことを推知するには至らなかった。

（２）前記第２の１（３）及び（４）の文書の有無について

実施機関における規程の収受から確認を行うまでの、通常の一連の流れについては、上記（１）のとおりであった。そこで、本審査会は本件における文書の作成状況について、実施機関から聴取した。

本件については、実施機関は本件開示請求及び本件審査請求を受け、文書綴りやパソコンの共有フォルダに保存されたデータから規程に関する書類及びデータを探索したが、文書管理システムへの登録又は収受印の押印等、収受登録処理を行った文書を含めて規程以外の文書は見つからず、実施機関及びマリーンズの当時の担当者に聴取を行ったが、実施機関においては確認時に文書は作成しておらず、マリーンズにおいては確認依頼に際して送付状などの規程以外の文書は千葉市に提出していないとのことであった。また、実施機関である都市局公園緑地部公園管理課において、少なくとも確認時における決裁処理についてはマリーンズ以外の指定管理業務においても行われていないとのことであった。

なお、実施機関としては、マリーンズから規程を収受した際、本来的には文書管理システムへの登録又は収受印の押印等の収受登録処理及び確認において決裁処理を行うべきであったと現時点では認識している。

３　結論

以上の事実確認において、実施機関が前記第２の１（３）及び（４）の文書を保有していることを推認させるような事情は見当たらなかった。また、前記第２の１（３）及び（４）の文書は、マリーンズが規程の確認を受け、実施機関が規程の確認を行ったことを対外的に示すことができる文書であり、実施機関が当該文書の存在を隠匿し、不開示にすべき特段の事情も認められない。

したがって、前記第２の１（３）及び（４）の文書を保有していないことに不自然な点はなく、実施機関の行った本件処分は妥当である。

第６　附帯意見

本審査会は、実施機関に対し、以下のとおり附帯意見を述べる。

公文書を適切に作成し、保存することは、実施機関の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務を全うするために必要不可欠な行為である。そして、情報公開制度においては、作成し、保存された公文書を開示することにより、事務事業

を推進する過程における透明性を高め、説明責任を果たし、行政に対する市民の信頼を確保することを目的としている。

協定書第１３条に基づきマリーンズから送付された規程について、文書管理システム等を用いた収受登録及び決裁処理を行うべきであったという審査請求人の主張については、実施機関から、今後は適正に収受登録及び決裁処理を行うとの説明を受けている。

本審査会としても、以後実施機関において文書の管理を適正に行い、市民の信頼確保に努められることを期待する。

＜参考＞

答申に至る経過

年　月　日	内　　容
令和　５年１０月１２日	実施機関から諮問書並びに審査請求書及び弁明書の写しを受理
令和　５年１０月３１日	審議（第１６９回情報公開審査会）
令和　６年　５月１７日	審議（第１７１回情報公開審査会）
令和　６年　７月１８日	審議（第１７２回情報公開審査会）

千葉市情報公開審査会委員名簿
（令和４年１０月１日～令和６年９月３０日）

氏　　名	役　　職	備　　考
大久保　佳　織	弁護士	
大　林　啓　吾	慶応義塾大学法学部政治学科教授	
田部井　　彩	中央学院大学法学部准教授	職務代理者
皆　川　宏　之	千葉大学大学院社会科学研究院教授	会　　長
米　良　英　剛	弁護士	